

長期給付事務費負担金の概算交付について

昭和56年3月27日 蔵計第737号
大蔵省主計局長から各省各庁会計課長あて通知

昭和56年度より長期給付事務に要する費用の予算については、各所管各会計ごとに国家公務員共済組合負担金として計上することとしたことに伴い、標記負担金の概算交付について、別紙のように各共済組合本部長あて通知したので、よろしくお取り計らい願いたい。

(別紙)

長期給付事務費負担金の概算払等取扱手続について

標記のことについては、下記によることとしたので、関係機関と密接な連絡をとりつつ迅速適確に処理するよう遺漏なきを期せられたい。

記

- 1 各共済組合は、長期給付事務費負担金(以下「負担金」という。)を毎四半期ごと(各四半期の当初)に概算払により交付を受けるものとする。
- 2 各四半期ごとに概算交付を受ける額は、次のとおりとする。

第1四半期	交付決定額	× 30/100	に相当する額
第2四半期	〃	× 20/100	〃
第3四半期	〃	× 30/100	〃
第4四半期	〃	× 20/100	〃
- 3 各共済組合は、負担金の概算交付を受ける場合には、各共済組合の本部長口座に払込みを受けることとし、当該口座を経由して国家公務員共済組合連合会(以下「連合会」という。)に払い込むものとする。
- 4 各共済組合は、負担金の概算交付を受けたときは、その都度、負担金の概算交付を受けるため各省各庁会計機関に提出した請求書の写しを連合会に送付するものとする。